

# 公共施設の脱炭素化の取組等の推進について

---

令和4年3月31日(木)  
総務省自治財政局調整課

# 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

## 1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

### 【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度      【事業費】 1,000億円

### 【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>  
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

## 2. 公営企業の脱炭素化

### 【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

### 【事業期間】

令和4年度～令和7年度

### 【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

# 公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度  
 （「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

【事業費】 5,800億円（令和3年度：4,800億円）

- 【対象事業】 ○ 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダムの追加）  
 ○ 「脱炭素化事業」の追加 ※詳細は次頁



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <b>長寿命化事業【拡充】</b> <b>【公共用建物】</b> ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 <b>【社会基盤施設】</b> ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） [ 道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、 <u>空港施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設 ]	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <b>脱炭素化事業【新規】</b> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—